

事業者意見に対する対応方針

令和4年3月29日

原子力規制庁

検査監督総括課

1 技術基準規則の改正に関するご意見

引用：第7回 検査制度に関する意見交換会合 資料1-3 検査制度に関する事業者意見

【ご意見】技術基準規則の改正と検査への反映タイミングについて

基本的には、規則・解釈の改正日以降に検査へ反映する必要があると考えている。しかしながら、定期検査を計画的かつ安全に遂行するために、適切な猶予期間が設定されるべき。

(例 規則・解釈の改正時点において、定期検査中のプラントについては、次定検以降とするなど) 適用時期については、プラントへの影響、作業員被ばく等を踏まえ、規則・解釈改正前に事業者と意見交換の場を設けて頂きたい。また、その結論については書面で事業者に提示いただきたい。

【対応方針】

①経過措置を検討するプロセスを明確化

亀裂解釈の改正は、従前のおり、ATENAを經由して事業者に意見照会し、事業者より要望があった場合は意見聴取会を開催していたが、改正に伴う経過措置の要否等を確認するプロセスが明確化されていないことから、本事案については、技術的な内容の意見照会と認識されていた。

今後、規則・解釈の改正を行う場合は、各事業者に経過措置の要否等について意見照会を行い、回答を求める。なお、経過措置は、新旧対照表及び溶け込み版の施行文の附則に記載される。

②なるべく早い「溶け込み版」のHP公開

亀裂解釈の改正では、従前の通り、「新旧対照表」で改正し、施行当日にHP公開した。新旧対照表の「溶け込み版」は、約1ヶ月半後にHP公開した。事業者は、「溶け込み版」で社内の文書管理を行っており、HP公開されるまでの期間が長かったことが事業者社内で問題となった。

今後、同様の改正を行う場合は、施行前に予め「溶け込み版」の準備に着手するなどし、施行からなるべく早くHP公開する。

2 検査報告書に関するご意見

引用：第7回 検査制度に関する意見交換会合 資料1-3 検査制度に関する事業者意見

【ご意見】検査報告書(事案の発見者の明確化)

事業者が自ら発見し、安全性向上に努めていることが、地域に伝わることで、地域の信頼にもつながり、安全性向上のインセンティブとなる。

米国ROPの横断領域のルールでは、事業者が発見したか否かにより、NRCによる事業者の横断領域の評価が変わることになっており、今後、日本でも横断領域の取り扱いを検討するうえでも、事業者が発見したのか、検査官が発見したのかを明確化しておくべき。

【対応方針】

令和3年度第3四半期の報告から見直しを行い、誰が発見したか明記した。本件含め、検査報告書が5W1Hを意識したわかりやすい記載となるよう、ガイドの記載例※を改善するなど見直しを図る。

(「第3四半期の実績」の再掲)

検査官が発見した例

No. 5 検査官が、1号機中間建屋地上3階にある高感度主蒸気管モニタ検出器温度制御盤を消火対象としたスプリンクラー消火設備作動用の熱感知器及び煙感知器が、ビニール袋で覆われた状態であることを確認した。

事業者が発見した例

No. 9 事業者による火災感知器の設置状況の調査において、壁からの距離や換気口の空気吹出し口からの距離に関する消防法の設置条件を満足していない不適切な箇所への火災感知器の設置が確認された。

機器故障等の例(必然と発見されるもの)

No. 1 6号機において、中央制御室外気取入れダンパ(A)の弁体が誤った角度で組み込まれていたため、全開操作したところ、中間開度で動作停止した。この誤った角度での弁体の組込みは、過去に運転経験情報として入力されていたにもかかわらず、適切に反映されていなかった。

※改正案は、資料2-1 原子力規制検査における検査計画及び報告書作成運用ガイド(GI0002)別添3 原子力規制検査報告書記載要領(別添1 検査指摘事項等の詳細)を参照

3 検査官とのコミュニケーションに関するご意見

引用：第7回 検査制度に関する意見交換会合 資料1-3 検査制度に関する事業者意見

【ご意見】検査官とのコミュニケーション（本庁へ持ち帰り後のコミュニケーション）

共通事項に係る検査運用ガイドに示される通り、事業者は、締めくくり会議は、検査結果、指摘事項に関する事実関係と検査官の認識を説明する場と認識している。このため、現地の締めくくり会議の時点で結論が出ない場合においても、本庁で結論が出た時点で、Web会議などを活用した締めくくり会議を再度実施していただきたい。

【対応方針】

- ・ 現地「締めくくり会議」の時点で、検査指摘事項に係る方針が決定していない場合、後日、Web会議等により「締めくくり会議」を実施することとしているが、一部運用が十分でない場合があったため今後この運用方法について徹底を図っていくこととする。

参考：第7回 検査制度に関する意見交換会合 議事録

【ご意見】核燃料施設等の安全実績指標の分類が分かりにくい

総合的な評価の書き方について、分かりやすくしていただきたい。検査指摘事項がなかった場合の記載が、現状、「指摘事項（追加対応なし）」となっており、文字だけを読むと、一体どういうことなのということが分かりにくい。分かりやすい日本語を検討頂きたい。（日立製作所より発言）

引用：株式会社日立製作所王禅寺センターのHTR 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

【対応方針】

- 核燃料施設等に対する安全実績指標の分類名称について、検査指摘事項がなかった場合であっても「指摘事項」の表記があり、検査指摘事項の有無が分かりにくいことから、原子力規制検査等実施要領の表5-2を以下のように見直す。合わせて、他の検査ガイドも反映する。

| 改正前 | 改正後（案） |
|------------------|---|
| 指摘事項 (追加対応なし) | 追加対応なし 安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。) |
| 指摘事項 (追加対応あり) | 追加対応あり 安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準 安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準 安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準 |

原子力規制検査等実施要領 表5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の値の分類（核燃料施設等）